

あざみ野三丁目自治会館使用規則

- 1 本規則は、あざみ野三丁目自治会館（以下会館という）の運営方法についての原則について定める。
- 2（目的）
会館は、あざみ野三丁目自治会活動の高揚と会員相互の親睦を図ることを目的に使用するものとする。
- 3（運営委員会）
 - (1) 会館の運営は班長職務の自治会館（以下会館担当という）が行う。
 - (2) 会館担当は班長の互選により決める。
 - (3) 会館の会計は自治会会計の総覧を受ける。
 - (4) 会館の会計監査は自治会の監査が行う。
- 4（使用申し込み）
 - (1) 使用申し込み責任者は、満20歳以上の自治会員に限る。
 - (2) 使用申し込みは、自治会員である使用責任者が所属の組の会館担当に直接申し込む。
 - (3) 会館担当は使用責任者と、会館使用願書と使用料金の受け渡し日時を相談する。デジタルキーの暗証番号を設定し、使用責任者に伝える。
 - (4) 会館担当は使用日が過ぎたら、速やかに設定した暗証番号を削除する。
- 5（使用の諾否、使用目的の調査）
 - (1) 使用申し込みに対する諾否は6及び7に基き会館担当が行う。
 - (2) 会館担当は、使用の諾否にあたって必要があるときはその使用目的等につき調査を行うことができる。
- 6（優先順位）
使用にあたっての優先順位は以下のとおりとする。
 - (1) 自治会主催の会議、行事、または活動。
 - (2) 総務委員会が特に必要と認めた公の行事。
 - (3) 自治会員等の葬儀。
 - (4) 自治会が専ら財政支援する活動グループの会議、行事。
 - (5) 自治会員による親睦、または同好活動。
- 7（使用の禁止）
以下に該当する場合は、使用を禁止する。
 - (1) 特定の政治活動、または宗教活動を目的とする場合。
 - (2) 使用目的と異なった場合。
 - (3) 本使用規則に反する場合。
 - (4) 保安上危険、または有毒なものを持ち込む場合。
 - (5) 騒音、震動等、付近の居住者に迷惑をかける恐れがある場合。
 - (6) 有料の教室、お稽古事及び業者による展示即売会。
 - (7) その他、総務委員会が不相当と認めた場合。
- 8（使用時間）
会館の使用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、あらかじめ会館担当の承認を得た場合はその限りではない。
- 9（使用料金）
以下の区分に従い1時間、一部屋あたりの使用料金を定める。

区分	一階（小会議室）	二階（ホール）
a 自治会の会議、運営活動、行事	無料	無料
b 自治会員等の葬儀（2日限度）	無料	無料
c 自治会が専ら財政支援する活動グループの会議、行事	100円	200円
d 自治会員親睦のための会議、行事 （全員が自治会員である場合）	200円	300円
e 上記以外	400円	600円

- (1) b 葬儀において、使用者は光熱水道費として1日あたり 5000 円負担する。
- (2) 後片付け、清掃等の時間は、使用時間を含む。
- (3) 使用目的及び料金につき判断がつかないものは総務委員会で決定する。

10 (使用者の施設保全義務)

- (1) 使用者は、会館の使用にあたっては会館施設の保全に留意し、建物、設備、器物等を毀損した場合はその修理費用については使用者が負担する。
- (2) 使用者は、使用した備品等は使用終了後元の位置に戻す。
- (3) 使用者は使用にあたり発生したごみはすべて持ち帰る。
- (4) 使用者は、使用後は後片付け、清掃の後、電気、水道施設の止栓を確認し、その状況を点検リスト(会館入口、下駄箱脇においてあるノート)に記入、戸締りをする。

11 (使用料の返還)

納付された使用料金は、使用者の都合により使用されない場合は原則として返還しない。但し、以下の場合には納付された使用料金を返還する。

- (1) 自治会員の葬儀、その他緊急事態の発生等使用者申込み者の責めに帰さない理由により使用が不可能になったとき。
- (2) 使用予定日前に使用取り止めの申し出があり、かつ相当の理由があると会館担当が認めた場合。

12 (改 廃)

本規則の改廃は総務委員会で検討し、班長会の合意を経て総会に報告する。

(2022年9月10日改正)